

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（復興庁）

復 本 第 2 7 5 号

平成26年 2 月28日

内閣総理大臣決定

（一部改正 平成28年 3 月17日 復本第296号）

（一部改正 令和 3 年 4 月 1 日 復本第563号）

（通則）

第 1 条 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）のうち復興庁所管事業に係るもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年 2 月28日付け、府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第 2 号・25食第198号・20140226財地第 1 号・国官会第2892号・原規監発第1402269号）、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）実施要綱（平成26年 2 月28日付け、復本第272号・25文科政第93号・国官会第2896号。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第 2 条 交付金は地方公共団体に交付金を交付し、実施要綱第 3 に規定する定住緊急支援事業計画（以下「定住緊急支援事業計画」という。）に基づく実施要綱第 5 に規定する事業等を実施することを目的とする。

（交付先）

第 3 条 交付金は、地方公共団体の長に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象となる事業）

第 4 条 交付対象事業は、実施要綱第 5 の 1 に規定する基幹事業のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域の復興の促進を図ることを目的として長期にわたる避難生活を余儀なくされている子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるために行う学校、保育所、公園等の遊具の更新事業（ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、鉄棒等の、主として小学生までの子どもが使用する遊具であって、原則として、学校等に広く設置されているものを撤去し、同様のものを新規に設置する事業をいい、以下「交付対象基幹事業」という。）及び実施要綱第 5 の 2 に規定する効果促進事業等（以下「交付対象効果促進事業」という。）とする。

(交付額)

第5条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第7により地方公共団体に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付する。

2 交付対象事業に対する交付金の交付額は、次に掲げる式により算出された交付額とする。

$$\text{交付額} = A + B$$

A：交付対象基幹事業の交付額

定住緊急支援事業計画様式1－4に記載したA－1に係る交付対象基幹事業の交付対象事業費に1／2を乗じて得た額に、事務費として当該額に100分の1を乗じて得た額を加えた額

B：交付対象効果促進事業の交付額

定住緊急支援事業計画様式1－4に記載したA－1に係る交付対象効果促進事業の交付対象事業費の総和に1／2を乗じて得た額

(事前着手)

第6条 第7条による交付の申請及び第8条による交付の決定前に、実施要綱第11の2による交付申請及び交付決定前の福島定住等緊急支援事業等の実施の承認を通知する様式は、別記様式1によるものとする。

(交付申請)

第7条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付の申請については、交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付申請者」という。）は、別に通知する日までに、大臣に対し、交付申請書（別記様式2）に必要な書類を添付して提出するものとする。

(交付決定)

第8条 大臣は、前条により交付の申請があった場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき、交付申請者に交付金の交付の決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付申請者に通知（別記様式3）するものとする。

(交付決定の内容の変更)

第9条 交付申請者が交付決定の内容を変更しようとする場合には、大臣に内容変更承認申請書（別記様式4）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。

2 大臣は、前項の承認をしたときは、適正化法第10条第4項の規定に基づき、速やかにその変更の内容を交付申請者に通知（別記様式5）するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 適正化法第9条第1項に規定する申請の取下げについて、交付申請者は交付の決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより、申請を取り下げようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、大臣に申請取下書（別記様式6）を提出しなければならない。

(交付対象事業の廃止)

第11条 交付申請者は、交付決定を受けた事業の全てを廃止する場合には、大臣に事業廃止承認申請書（別記様式7）を提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象事業の遅延の届出)

第12条 交付申請者は、交付決定を受けた事業が定住緊急支援事業計画に記載する事業期間内に完了することができないと見込まれる場合には、大臣に事業遅延報告書（別記様式8）を提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 交付申請者は、適正化法第12条の規定による遂行の状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を提出するものとする。

(交付事業の遂行等の命令)

第14条 大臣は、交付対象事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、交付申請者に対し、これらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、交付申請者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 交付申請者は適正化法第14条の規定による実績報告については、全ての交付対象事業が完了した日（第11条により交付対象事業の全ての廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して1ヶ月を経過した日又は全ての交付対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、大臣に実績報告書（別記様式9）を提出して行うものとする。

2 交付申請者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付の決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月10日までに実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(交付金額の確定等)

第16条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、前条による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が

交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書（別記様式10）を通知するものとする。

（是正のための措置）

第17条 大臣は、第15条による報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付申請者に対して命ずることができる。

（交付金の返還）

第18条 大臣は、交付申請者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該交付申請者にその超える額の返還を命ずることとする。

（交付金の返還の期限）

第19条 適正化法第18条第1項及び第2項の決定による交付金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては、原則として第16条による額の確定の通知の日から20日以内とする。

（交付対象事業の検査等）

第20条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、交付申請者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 適正化法第23条第2項の立入検査等を行う職員の身分を示す証票は、別記様式11によるものとする。

（財産の管理等）

第21条 交付申請者は、交付対象事業の実施（交付対象事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。）によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、交付申請者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第22条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 交付申請者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金の経理)

第23条 交付申請者は、交付対象事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第24条 大臣は、交付申請書及び変更交付申請書を受理した日から起算して、原則として30日以内に交付の決定を行うものとする、

附 則

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

附 則（平成28年3月17日）

この要綱は、平成28年3月17日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。